

精華町養育医療券交付申請書の提出先：精華町役場 2階 国保医療課又は健康推進課

(書類がそろっていれば、子どもの医療費助成の手続きと養育医療券交付申請の手続きを、同時にすることができます。)

精華町養育医療券交付申請書の提出に必要な書類

	必要な書類等	手続き先	
①	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・健康保険資格証明書 	勤務先	<p>誕生日からの加入手続きに必要な書類は、勤務先で確認しましょう。健康保険証が手元に届くまでに時間がかかる場合は、健康保険の資格証明書の交付を受けられます。</p> <p>加入手続きと同時にしましょう。</p>
②	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証 		
③	<ul style="list-style-type: none"> ・養育医療意見書 	医療機関	<p>入院治療を受ける医療機関の医師が記入します。</p> <p>病院の窓口で確認しましょう。</p>
④	<ul style="list-style-type: none"> ・京都子育て支援医療費受給者証 	<p>精華町役場 国保医療課</p>	<p>誕生日から3カ月以内の申請に限り誕生日から対象です。手続きには、健康保険証又は健康保険資格証明書が必要です。</p>
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養義務者と世帯員の所得及び所得控除の内訳記載の証明書（課税証明書など） 	1月1日の住民登録地の市役所等	<p>所得税や住民税の税額で、1か月の自己負担上限額が決まります。</p> <p>※申請日が1月～6月の場合は前々年度分の所得税額を、7月～12月の場合は、前年分の所得税額を確認できる証明書が必要となります。</p>
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 		
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号（マイナンバー）が確認できるもの 本人（お子様）と扶養義務者のもの 		個人番号通知カード、個人番号カードなど
⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認ができる書類 		運転免許証、保険証、パスポート、住民基本カードなど

※⑤は1月1日時点で精華町に住民票のある方は必要ありません。

※この他、必要に応じて提出いただく書類があります。